

## 令和6年度 乳用牛改良促進事業 要望調査要領

### 第1 総則

乳用牛改良促進事業に係る要望調査の実施については、この要領に定めるものとし、事業の実施にあたっては、乳用牛改良促進事業実施要領（以下、「実施要領」という。）の定めによるものとする。

### 第2 事業の目的

コロナ禍による酪農経営環境の悪化により、全国の酪農家が乳用種の種付から和牛受精卵の移植にシフトしていることから、数年後には乳用子牛の出生頭数が減り、後継牛の確保が難しくなるおそれがある。

そこで、県内の生乳生産者団体に対し、県外導入に依存しない優良乳用牛の生産・育成体制の構築を図るための経費の一部を補助する。

### 第3 事業内容

県外導入に依存しない優良乳用牛の生産・育成体制の構築を図るため、長命連産化に関するゲノム検査費用及び高能力が判明した子牛の育成費用並びに経産牛に交配する性判別精液費用の一部を補助する。

### 第4 応募者の要件

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 沖縄県酪農農業協同組合
- (2) その他知事が必要と認めた団体

2 前項第2号の団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 複数名（少なくとも2戸以上）の生乳生産者で組織され代表者の定めがあること。
- (2) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規定があること。
- (3) 年度ごとに事業計画、収支予算などが総会などで承認されていること。

### 第5 補助対象経費および補助率等

| 事業内容                                    | 経費   | 補助率                                  |
|---|--|--------------------------------------|
| ゲノム検査費用補助<br>長命連産性を分析するためのゲノム検査費用の一部を補助 | ゲノム検査費用（ただし、県内で生まれたホルスタイン種雌子牛に対し、長命連産性を分析できるゲノム検査に限る。） | 1 / 2 以内<br>（ただし、1頭当たり10,000円以内とする。） |

|  |   |                                   |
|--|---|-----------------------------------|
| 育成費用補助<br>ゲノム検査の結果、高能力が判明した子牛の育成費用の一部を補助 | 子牛の育成費用（ただし、ゲノム検査の結果、長命連産性に関する指標値が、検査した集団の平均よりも高いことが判明した子牛に限る。） | 定額<br>（ただし、1頭当たり70,000円以内とする。）    |
| 性判別精液費用補助<br>経産牛に交配する性判別精液費用の一部を補助       | 性判別精液費用（ただし、ゲノム検査した集団の平均よりも長命連産性に関する指標値が高い雄牛から採精した精液であること。）     | 1/2以内<br>（ただし、1本当たり10,000円以内とする。） |

※育成費用補助のみへの申請は認めない。

## 第6 事業実施期間

令和7年3月31日までとする。

## 第7 事業費

総額 1,428 万 4 千円。

## 第8 公募手続き

本事業の実施を要望する者は、必要書類を以下により提出するものとする。

### 1 提出書類

(1) 要望調査書

### 2 公募期間

令和6年4月30日（月曜日）～令和6年6月7日（金曜日）午後5時必着

### 3 応募方法

メールとする。（提出先メールアドレス：aa043001@pref.okinawa.lg.jp）

### 4 応募書類の作成及び提出にあたっての注意事項等

(1) 応募書類に虚偽の記載や不備がある場合、審査対象外とする。

(2) 応募者が同一の内容で既に国や県から他の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合、審査の対象から除外し、又は割当頭数の決定を取り消すこととする。なお、国や県からの他の補助金等について採択が決定していない段階で本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の割当頭数の決定を取り消す場合がある。

(3) 提出等に係る費用は応募者の負担とする。

## 第9 審査方法等

### 1 割当頭数の決定

割当頭数の決定にあたっては、県において応募者から提出された書類について審査し、決定するものとする。なお、審査にあたり、県から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。また、提出された書類については、秘密保持に十分に配慮するものとし、審査以外で無断使用は行わない。

### 2 割当結果の通知

第9の1の審査により割当頭数を決定した時は速やかに応募者に割当頭数を通知する。なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の結果についての問い合わせその他一切の照会には応じないものとする。

## 第10 応募書類の提出先・問い合わせ先

応募書類は沖縄県農林水産部畜産課に提出するものとする。なお、問い合わせは平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

<提出先・問い合わせ先>

沖縄県農林水産部畜産課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2269、メールアドレス：aa043001@pref.okinawa.lg.jp